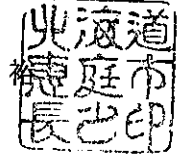


「恵庭市移住促進パンフレット等作成業務」に係る調達を企画競争に付すので、次の通り告示する。

令和 6 年 4 月 26 日

恵庭市長 原田



1 契約担当

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課 電話 0123-33-3131 (内線 2333)

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

「恵庭市移住促進パンフレット等作成業務」

(2) 仕様等

『「恵庭市移住促進パンフレット等作成業務」公募型プロポーザル実施要領』及び『「恵庭市移住促進パンフレット等作成業務」公募型プロポーザル仕様書』による。

(3) 履行期間

契約の翌日から令和 6 年 9 月 18 日まで

3 参加資格及び受託者となることができる者

プロポーザル方式に参加できる者又は受託者となることができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てをしたもの及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 税の滞納が無いこと。
- (6) 北海道内に本店・支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (7) 過去 5 年間に於いて同種業務（都道府県・市区町村等が発注する、暮らし・移住・観光等のパンフレット作成業務をいう。）の受託実績を有していること。
- (8) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

4 実施要領等の交付等

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課(〒061-1498 恵庭市京町1番地)
にて交付するほか、恵庭市公式ウェブサイトにて公開する。

5 参加申込書等の提出

(1) 提出方法

郵送又は持参とする

(2) 提出期限

令和6年5月16日(木) 17時必着

(3) 提出場所

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課(〒061-1498 恵庭市京町1番地)